

歩道橋維持管理計画

株式会社 東海建設コンサルタント

〒410-0811 静岡県沼津市中瀬町5-1

営業部：TEL055-931-0625 FAX055-932-7170

環境整備部：TEL055-931-7630 FAX055-935-5181

1. 歩道橋点検の必要性

平成26年4月14日に「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」がとりまとめられ、これを受けて道路法施行規則の一部を改正する省令が公布され、同年7月1日より施行された。

この施行により、トンネル、橋等の点検は近接目視により5年に1回の頻度を基本として実施することが定められた。

歩道橋は、地域住民の道路交通における安心安全な歩行空間を確保する重要な公共施設であります。この歩道橋においても適切な維持管理計画の策定を行う必要があります。

2. 歩道橋維持管理の基本方針

歩道橋の維持管理の方針は、図-1に示す維持管理サイクルの内容で実施し、継続的な維持管理の推進を図るものとする。

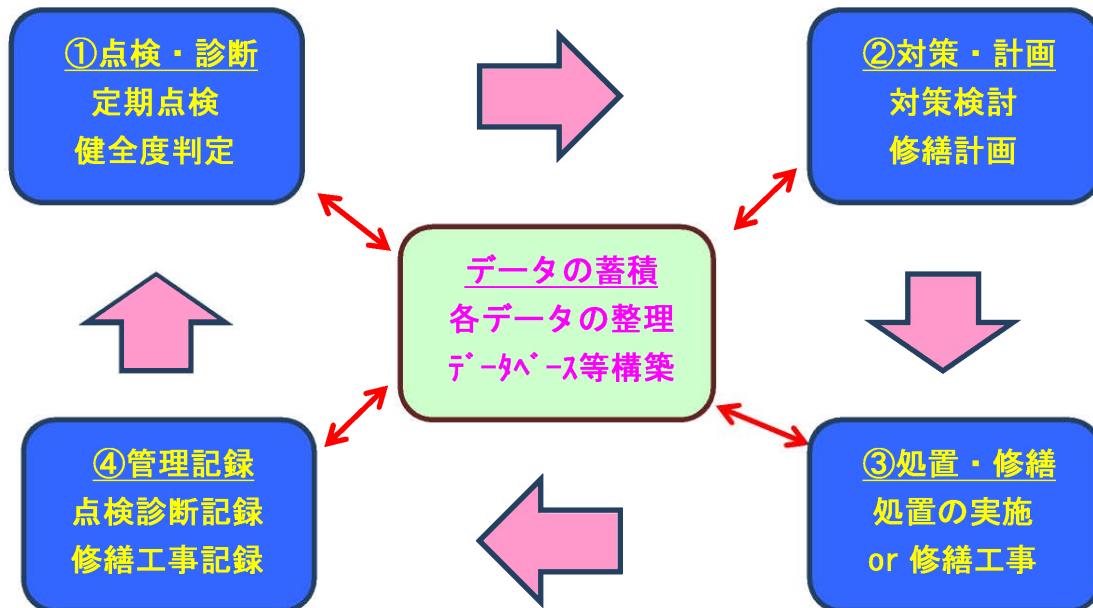


図-1. 維持管理サイクルの構成図

① 点検・診断

国が定める統一的な基準によって、5年に1度のサイクルで近接目視による定期点検調査および診断（健全度判定）を実施する。

② 対策・計画

定期点検の調査結果および健全度評価に基づき対策工法の検討を行う。

対策工法の検討結果に基づき、年度別等の修繕計画を作成する。

③ 処置・修繕

修繕計画に基づき、必要な処置の実施、必要な修繕工事を実施する。

④ 管理記録

点検・診断、対策・計画、処置・修繕の内容について、国交省における統一書式の記録表および媒体形式を作成し、電子データとして点検から修繕までを記録する。

【 調査結果事例 】

[固定ボルトの著しい腐食と損失]



[プレボックスの著しい腐食]



[主桁の変形（座屈）と腐食]



[化粧板の著しい腐食]



[化粧板の著しい腐食（拡大）]



[ボルトのゆるみ（脱落寸前）]

主な業務実績

種別	業務名	発注者
歩道橋調査	(国)135号歩道橋あり方調査	静岡県
	(一)沼津小山線歩道橋あり方調査	静岡県
	蓼原、加島町歩道橋定期点検	富士市